

序．都市計画マスタープラン・泉区プランとは

(1) 都市計画マスタープランとは

都市計画マスタープランとは、平成4年の都市計画法の改正により制度化された「市町村の都市計画に関する基本的な方針」^{注)}のことであります。

「都市計画」とは、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るため、土地の使い方や個々の建物の建て方をはじめ、道路や公園などの都市施設、都市の再開発などについて定める計画のことです。

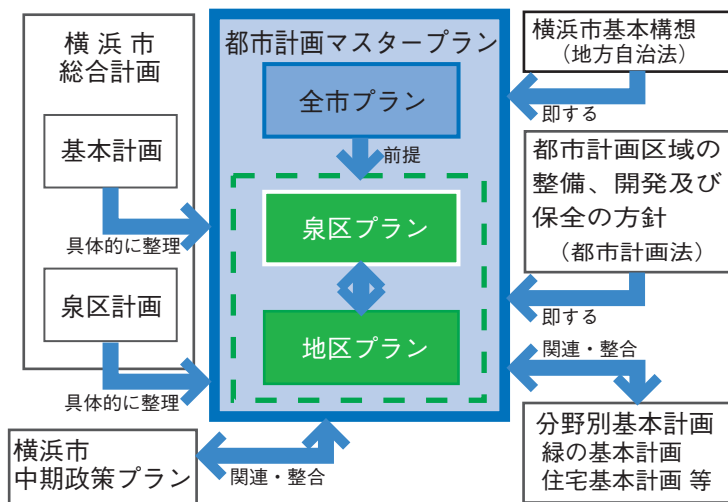
都市を計画するためには、道路や公園、河川、住宅、店舗など、様々な要素についてお互いの関係がわかるような見取り図があると役に立ちます。この将来の姿を示す見取り図のことを「マスタープラン」と言います。

都市計画マスタープランは、都市計画のために解決しなければならない課題を明らかにして、様々な要素が調和したまちをつくるための羅針盤となるものです。また、その策定にあたっては、住民と行政による都市の将来像の共有化を図ります。

(2) 泉区プランとは

都市計画マスタープラン・泉区プランは、概ね20年後を見据えた泉区の基本的な都市計画の方針を示すもので、横浜市都市計画マスタープランの区プランとなるものです。

泉区プランは、全市プランを前提に、その他の上位・関連計画等の都市計画に関する内容と整合を図りながら、「区の将来都市構造」や「分野別の方針」を示したものです。



注) 「市町村の都市計画に関する基本的な方針」は、都市計画法第18条の2に位置付けられています。

(市町村の都市計画に関する基本的な方針)

第18条の2 市町村は、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想並びに都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即し、当該市町村の都市計画に関する基本的な方針（以下この条において「基本方針」という。）を定めるものとする。

2 市町村は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

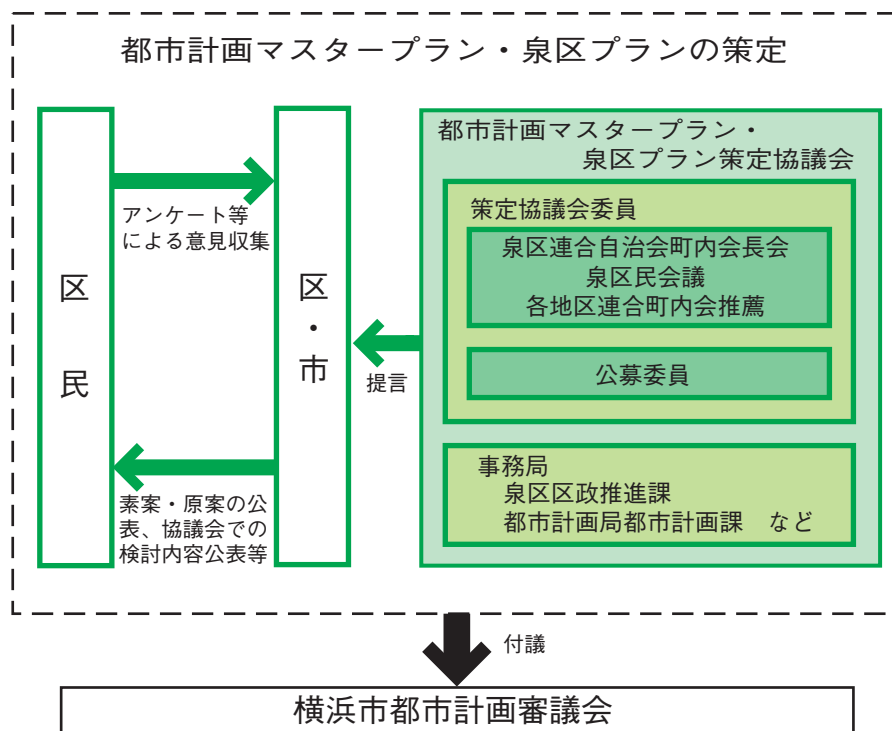
3 市町村は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、都道府県知事に通知しなければならない。

4 市町村が定める都市計画は、基本方針に即したものでなければならない。

(3) 策定の経緯

都市計画マスタープラン・泉区プランの策定にあたっては、泉区連合自治会町内会長会、泉区民会議、各地区連合町内会から推薦された委員（30名）と広報で募集した公募委員（15名）から構成される「都市計画マスタープラン・泉区プラン策定協議会」（以下協議会）を設置し、協議会からの提言を受けながら策定を進めました。

そのほか、区民意識調査アンケートや区内の関係機関・団体アンケート、広報よこはま泉区版、泉区ホームページなどを通じて、幅広い意見収集を行いました。



(4) 策定の考え方

都市計画マスタープラン・泉区プランは、区民の生活環境の維持向上に重点を置いて、都市計画に関する基本方針、方向性について、土地や建物、都市施設など（ハード系）を中心に、それらを活用する仕組み（ソフト系）については、特に関連性が深いと考えられるものに限定し、策定しています。

今後は、このプランに描かれている基本方針、方向性に基づき、具体的な施策を個別に検討し、区民と事業者、区役所の協働で取り組んでまいります。

－ 策定経過 －

